

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年11月13日 06時50分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港南方沖 江崎灯台から真方位277° 10.4海里付近 (概位 北緯34° 37.6′ 東経134° 47.1′)
事故の概要	引船 楠丸は、はしけ幸盛丸及びはしけ㊦6をえい航して西南西進中、漁船住吉丸は、東南東進中、幸盛丸のえい航索と住吉丸とが衝突した。
事故調査の経過	平成28年11月24日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 楠丸、19トン 260-47727大阪、三協海運株式会社、福山海運株式会社（船舶借入人） B はしけ 幸盛丸、547トン なし、個人所有 C はしけ ㊦6、683トン なし、個人所有 D 漁船 住吉丸、4.8トン HG3-36282（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 甲板員A、一級小型・特殊・特定 D 船長D、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B なし C なし D 軽傷 1人（船長D）
損傷	A なし B えい航索に擦過傷 C なし D 操舵室上部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、B船及びC船をえい航し、複数の漁船が操業している海域を西南西進中、単独で船橋当直に当たっていた甲板員Aが、船首方の数隻の漁船を双眼鏡で見ながら航行を続けていたところ、D船と衝突した。 D船は、船長Dが1人で乗り組み、揚網して東南東進中、船長D

	が、船尾甲板で漁獲物の選別作業をしていたところ、B船のえい航索に衝突した。
分析	<p>A船は、単独で船橋当直中の甲板員Aが、船首方の漁船に意識を向け、右舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、D船に気付かず、D船と衝突したものと考えられる。</p> <p>D船は、船長Dが、漁獲物の選別作業をしていて見張りを行っていなかったことから、A船、B船及びC船に気付かず、B船のえい航索に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船がB船及びC船をえい航しながら西南西進中、D船が揚網しながら東南東進中、単独で船橋当直中の甲板員Aが右舷方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Dが見張りを行っていなかったため、B船のえい航索とD船とが衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りをを行うこと。